

京都市男女共同参画センター条例の一部を改正する条例（平成25年3月29日京都市条例第 77 号）（文化市民局共同参画社会推進部男女共同参画推進課）

京都市男女共同参画センターの使用料の適正化を図るため、これらを次のとおり改定することとしました。

1 使用料の適正化

区 分			使 用 料					
			改 正 前			改 正 後		
			午 前	午 後	夜 間	午 前	午 後	夜 間
スポーツルーム	全面使用	日曜日、土曜日及び休日	11,600 ^円	17,600 ^円	25,400 ^円	12,800 ^円	19,400 ^円	27,900 ^円
		その他の日	10,000	14,800	20,800	11,000	16,300	22,900
	片面使用	日曜日、土曜日及び休日	5,800	8,800	12,700	6,400	9,700	14,000
		その他の日	5,000	7,400	10,400	5,500	8,100	11,400
セミナー室A			4,300	5,500	6,300	4,700	6,100	6,900
セミナー室B			6,300	8,200	9,500	6,900	9,000	10,500
会議室1及び会議室2			3,000	3,700	4,300	3,300	4,100	4,700
会議室3, 会議室4, 会議室5及び会議室6			1,500	1,900	2,100	1,700	2,100	2,300
小会議室A, 小会議室B, 小会議室C及び小会議室D			1,500	1,900	2,100	1,700	2,100	2,300
小会議室E			2,400	3,100	3,400	2,600	3,400	3,700
和室A及び和室B			1,600	2,100	2,400	1,800	2,300	2,600
音楽室			4,600	6,000	7,100	5,100	6,600	7,800
調理コーナー			3,600	4,900	5,500	4,000	5,400	6,100
フィットネスルーム	全面使用		7,500	9,600	11,200	8,300	10,600	12,300

この条例は、平成25年4月1日から施行することとしました。

同日前の申請に係る使用料については、なお従前の例によることとします。

京都市男女共同参画センター条例の一部を改正する条例を公布する。

平成25年3月29日

京都市長 門川大作

京都市条例第77号

京都市男女共同参画センター条例の一部を改正する条例

京都市男女共同参画センター条例の一部を次のように改正する。

別表第2スポーツルームの項から和室A及び和室Bの項までを次のように改める。

スポーツ ルーム	全面 使用	日曜日、土曜日及び休日	12,800	19,400	27,900
		その他の日	11,000	16,300	22,900
	半面 使用	日曜日、土曜日及び休日	6,400	9,700	14,000
		その他の日	5,500	8,100	11,400
セミナー室A		4,700	6,100	6,900	
セミナー室B		6,900	9,000	10,500	
会議室1及び会議室2		3,300	4,100	4,700	
会議室3, 会議室4, 会議室5及び会議室6		1,700	2,100	2,300	
小会議室A, 小会議室B, 小会議室C及び小会議室D		1,700	2,100	2,300	
小会議室E		2,600	3,400	3,700	
和室A及び和室B		1,800	2,300	2,600	

別表第2音楽室の項及び調理コーナーの項を次のように改める。

音楽室	5,100	6,600	7,800
調理コーナー	4,000	5,400	6,100

別表第2フィットネスルームの項中「7,500」を「8,300」に、「9,600」を「10,600」に、「11,200」を「12,300」に改める。

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前の申請に係る使用料については、なお従前の例による。

(文化市民局共同参画社会推進部男女共同参画推進課)